

農業技術センターニュース

目 次			
ショウガのドローン散布用農薬の適用拡大	・・・ 1	米ぬか 1t/10a を用いた土壌還元消毒の トルコギキョウ切り花品質への影響	・・・ 4
AI を活用したショウガ根茎腐敗病および ショウガ青枯病の診断技術	・・・ 2	カンキツにおけるドローン防除技術の検討	・・・ 5
農業用ドローンの水稻農薬散布 における性能の比較	・・・ 3	施設ニラの日射比例制御かん水技術の開発	・・・ 6

ショウガのドローン散布用農薬の適用拡大



写真 ドローンによる農薬散布の様子

ドローン(小型無人航空機)を用いた農薬散布は、全国的に水田から野菜や果樹へと使用場面が広がっていますが、それに併せてドローン用の農薬登録も次々と適用拡大されています。本県では露地ショウガで導入がスタートしましたが、当初使用できる農薬は1薬剤のみでした。そこで、高知県農業技術センターでは、2020年度に農業振興部環境農業推進課や農薬メーカーと協力しながら、ショウガの白星病、アワノメイガ、ハスモンヨトウを対象とした適用拡大試験に取り組みしました(写真)。試験を実施した14薬剤のうち、2021年度に10薬剤、2022年6月末までに1薬剤、合計11薬剤が適用拡大

表 散布方法の違いと残留濃度

農 薬	散布 1 日後の残留濃度 (ppm)		残留基準値 (ppm)
	ドローン散布	手散布	
A剤	0.05	0.04未満	0.2
B剤	0.01未満	0.01未満	0.05
C剤	0.01未満	0.01未満	0.05

※希釈倍数および散布液量

ドローン散布：16～32 倍、3.2L/10a

手散布：1,000～2,000 倍、300L/10a

※残留基準値：残留基準値検索システム参照
(2022/7/25 時点)

されました。なお、残り3薬剤は審査中です。

ドローンは、薬液の積載量が限られることから、高濃度少量散布が一般的です。単位面積当たりの農薬成分の投下量は手散布と同じですので、適用拡大時に作物残留試験は必要ありません。しかし、「高濃度」であることから安全性への不安視もありました。そこで、16～32倍希釈液のドローン散布と1,000～2,000倍希釈液の手散布で残留濃度を調査しました。その結果、残留濃度に差はなく、安全性は担保されていることを確認しました(表)。

(農薬管理担当 島本文子 088-863-4915)